

とちぎ広域消防局

広域化消防施設・設備整備計画

令和3（2021）年3月

目次

I 計画の概要

1	計画の背景	1
2	計画の趣旨	1
3	対象施設	2
4	計画期間	2

II 消防施設

1	消防庁舎	3
2	消防水利	5

III 消防設備

1	消防車両	7
2	消防用資機材	9

IV 附則

1	改正履歴	9
---	------	---

I 計画の概要

1 計画の背景

平成18年の「消防組織法」改正後、全国的に消防の広域化が推進されている中、十勝圏では国の動きに先行して、平成16年8月から「十勝圏広域連携検討会」を設置し、消防広域化の研究をスタートしました。平成26年3月に北海道消防広域化推進計画に基づき、「十勝圏広域消防運営計画」を策定、平成27年5月に6つの消防本部を統合した「とちかち広域消防事務組合」を設立。そして、平成28年4月から全国最大の管轄面積を有する「とちかち広域消防局」として運用を開始しました。

広域化から8年が経過した現在においては、高機能指令システムの導入による迅速な災害地点の把握及び直近署所からの出勤による初動体制の強化、各消防署における警防・救急隊員等の増加、消防局に配置する指揮隊の現場統制による円滑な署所間の連携及び効果的な部隊運用など、広域化のメリットを活かした消防体制の充実強化を図ってきました。

しかしながら、消防施設及び消防設備（以下「消防施設等」という。）の整備費用や管理運営に要する経費等をそれぞれの市町村が負担する自賄い方式については、段階的な解消など、あり方について検討を継続していく必要があります。

一方、近年における災害の大規模・複雑多様化、少子高齢化の急速な進行に伴う人口減少、さらにはテロ災害や武力攻撃等の有事への対応など、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、消防に対する期待はますます高くなっています。

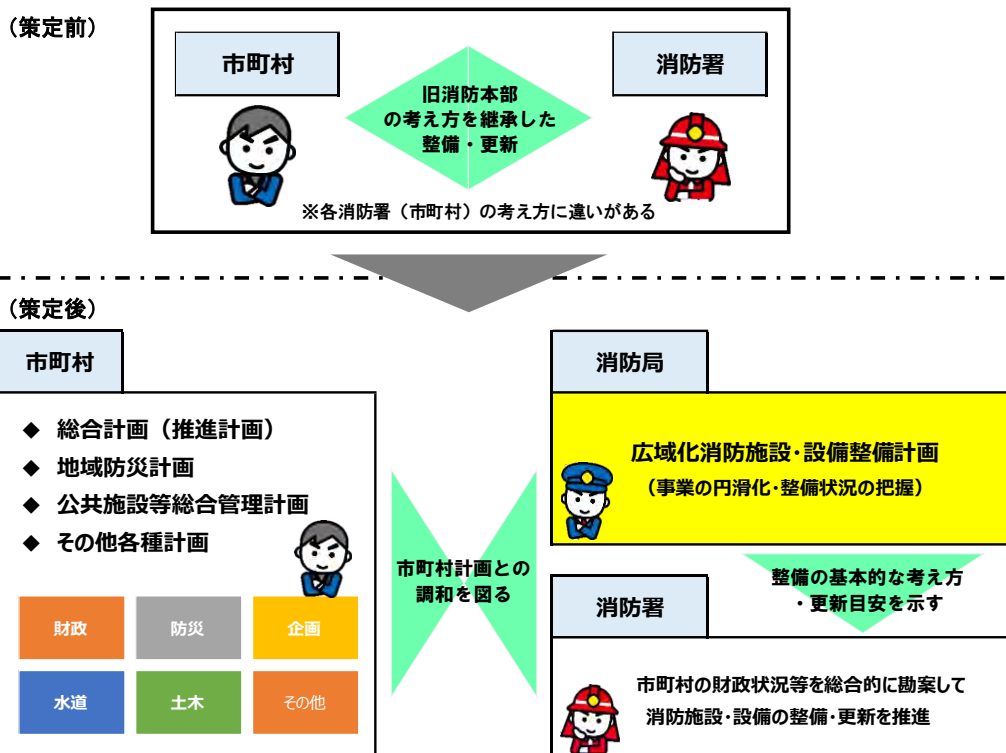
こうした状況の中、住民の生命、身体及び財産を守るという責務を十分果たしていくためには、これまで以上に効果的な消防施設等の整備・更新を行い、消防体制の充実強化を推進していく必要があります。

2 計画の趣旨

本計画は、自賄い方式が継続される現行制度下において、各消防署が構成市町村の財政状況等を考慮しながら、消防施設等の機能が効果的に発揮されるよう、長期的かつ広域的な視点を持った消防施設等の整備・更新に取り組むため、整備の基本的な考え方や更新目安を示すものです。





なお、消防局において、各消防署の更新計画等を把握し、必要な調整を行いながら、事業の円滑な進捗を図ります。

<計画のイメージ>



3 対象施設

本計画の対象は、庁舎・水利の「消防施設」及び車両・資機材の「消防設備」とします。

消防施設		消防設備	
<p>消防庁舎</p>  <p>※単独の消防団施設を除く</p>	<p>消防水利</p>  	<p>消防車両</p>  	<p>消防用資機材</p>  <p>空気呼吸器 高圧空気容器</p>  <p>消防用ホース</p>

4 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021）を初年度とし、令和12年度（2030）までの10年間とします。

なお、社会情勢の変化等に伴い、計画の変更が必要となった場合には、都度見直しを行います。

Ⅱ 消防施設

1 消防庁舎

(1) 現状

消防庁舎は、平常時の消防・救急業務に加え、地震や津波等の自然災害やテロ災害等の大規模災害発生時に消防活動の中核となるなど、防災拠点としての重要な役割を担っています。

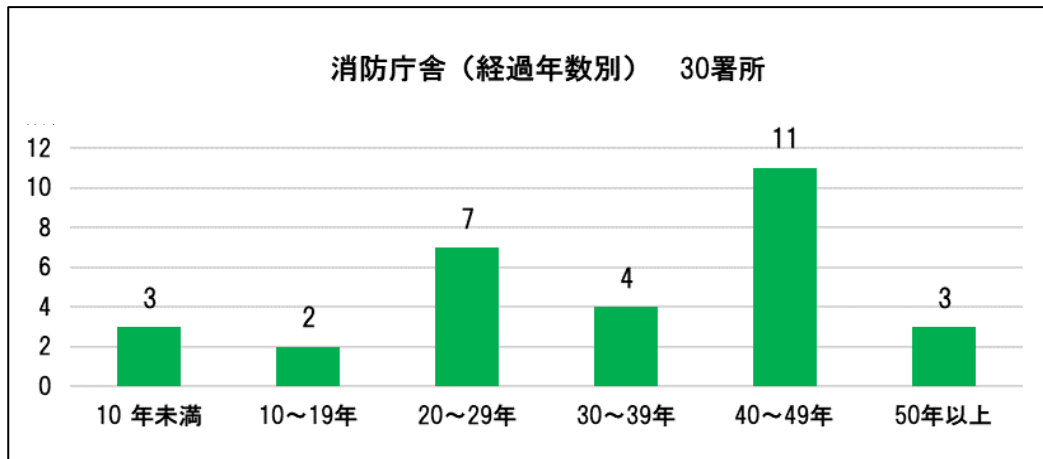
令和6年4月1日現在、19消防署、2支署、5出張所及び4分遣所の30署所を配置しています。

消防庁舎一覧

令和6年4月1日現在

名称	所在地	面積 (㎡)		構造	取得年月	
		敷地面積	延べ面積			
とがち広域消防局	帯広市西6条南6丁目3番地1	4,012.24	5,583.71	鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建	H11.7	
帯広消防署	帯広市西6条南6丁目3番地1					
柏林台出張所	帯広市柏林台西町2丁目2番地	5,040.00	914.88	鉄筋コンクリート造 2階建	R2.6	
大正出張所	帯広市大正本町西1条1丁目2番地3	2,191.91	590.10	鉄筋コンクリート造 2階建	S55.12	
川西分遣所	帯広市清川町西2線128番地	315.62	143.64	木造モルタル造 平屋建	S57.12	
南出張所	帯広市西17条南41丁目5番9	2,093.94	894.91	鉄筋コンクリート造 2階建	H20.3	
東出張所	帯広市東7条南11丁目1番地の3	1,093.01	420.00	鉄筋コンクリート造 2階建	S56.12	
			161.82	鉄筋コンクリート造 2階建	H24.12	
森の里出張所	帯広市西22条南4丁目1番3	1,354.00	662.28	鉄筋コンクリート造 2階建	H5.12	
音更消防署	河東郡音更町木野西通16丁目1番地	12,221.38	3,659.62	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 2階建 (一部3階建)	H7.10	
士幌消防署	河東郡士幌町字士幌西2線161番地	2,320.48	1,358.31	鉄筋コンクリート造 2階建	S58.12	
上士幌消防署	河東郡上士幌町字上士幌東3線240番地	6,169.80	1,524.15	鉄筋コンクリート造 平屋建	R3.3	
鹿追消防署	河東郡鹿追町西町3丁目10番地	10,760.00	1,716.59	鉄筋コンクリート造 2階建 (一部塔屋)	H9.10	
新得消防署	上川郡新得町4条南3丁目1番地	4,680.13	1,552.21	鉄骨造 2階建	H16.12	
	屈足分遣所	上川郡新得町屈足柏町3丁目1番地	7,535.79	355.40	鉄筋コンクリート造 平屋建	S49.3
清水消防署	上川郡清水町南6条4丁目1番地2	9,799.89	2,170.68	鉄骨造 2階建	H27.6	
	御影分遣所	上川郡清水町御影東1条3丁目20番地	2,110.17	612.97	鉄筋コンクリート造 2階建	S50.3
芽室消防署	河西郡芽室町東2条3丁目1番地	2,695.87	2,213.37	鉄筋コンクリート造 2階建	S56.8	
中札内消防署	河西郡中札内村大通南1丁目12番地	1,905.12	633.93	鉄筋コンクリート造 2階建	S59.11	
			264.46	鉄筋コンクリート造 2階建	R3.3	
更別消防署	河西郡更別村字更別南1線93番地	1,884.54	677.14	鉄筋コンクリート造 2階建	S55.11	
大樹消防署	広尾郡大樹町字下大樹224番地1	16,716.00	1,842.97	鉄筋コンクリート造 2階建 (一部塔屋)	H12.3	
広尾消防署	広尾郡広尾町並木通東4丁目4番地	13,872.84	2,548.96	鉄筋コンクリート造 2階建 (一部塔屋)	H7.6	
幕別消防署	中川郡幕別町錦町90番地	2,182.00	1,965.20	鉄筋コンクリート造 2階建	S57.6	
	札内支署	中川郡幕別町札内中央町319番地の9	5,361.08	1,453.00	鉄筋コンクリート造 2階建	H5.3
	忠類支署	中川郡幕別町忠類本町112番地	1,562.14	510.92	鉄筋コンクリート造 2階建	S53.12
池田消防署	中川郡池田町字西2条11丁目1番地の12	10,982.00	1,997.85	鉄筋コンクリート造 2階 (一部塔屋)	H15.2	
豊頃消防署	中川郡豊頃町茂岩本町116番地	3,500.00	772.72	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 2階建	S48.12	
本別消防署	中川郡本別町北2丁目4番地1	7,933.88	3,615.50	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建	S48.8	
足寄消防署	足寄郡足寄町北1条4丁目52番地	7,280.72	2,048.96	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造) 地上2階地下1階建	H10.3	
陸別消防署	足寄郡陸別町字陸別原野分線8-55	3,790.00	1,137.84	鉄筋コンクリート造 2階建 (一部塔屋)	H4.12	
浦幌消防署	十勝郡浦幌町字桜町4番地3	2,768.73	932.88	鉄筋コンクリート造 2階建	S53.7	
	上浦幌分遣所	十勝郡浦幌町字宝生165番地	3,422.00	244.53	鉄筋コンクリート造 2階建	S49.12

※役場併設の署所については、専有部分以外の面積を含む。



30署所のうち、更新目安50年を経過した庁舎は3署所（2消防署、1分遣所）あります。

(2) 整備の基本的な考え方

防災拠点としての機能を損なうことのないよう、適正な維持管理に努めるほか、都市構造、道路事情及び人口分布等を考慮し、消防庁舎の配置や規模等について適宜必要な検討を行い、消防需要に対応した施設を確保します。

(3) 更新目安

施設	年数	備考
消防庁舎	50年	業務上24時間常時使用による影響、施設ごとの機能や利用実態を踏まえ、施設の安全性を確保するため、個別施設計画に即した適切な施設管理を行う。また、老朽化の程度や耐震安全性の状況などを考慮し、更新時期を判断する。

2 消防水利

(1) 現状

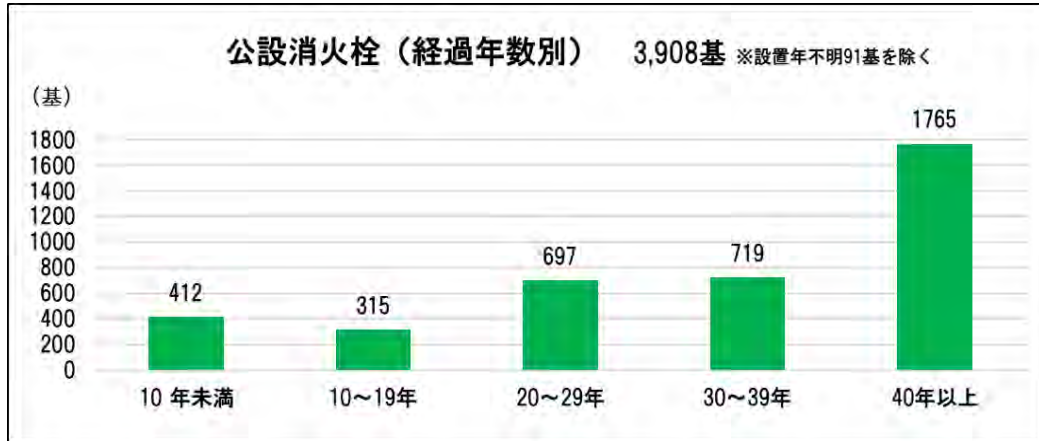
消防水利は、火災などの災害活動には不可欠な要素です。また、大規模災害発生時には水道管等の破損により消火栓が使用できない状況も想定されることから、消火栓の代替えとして、防火水槽は有効な消防水利となります。

令和6年4月1日現在、公設消火栓 3,999 基、公設防火水槽 912 基を設置しています。

消防水利一覧

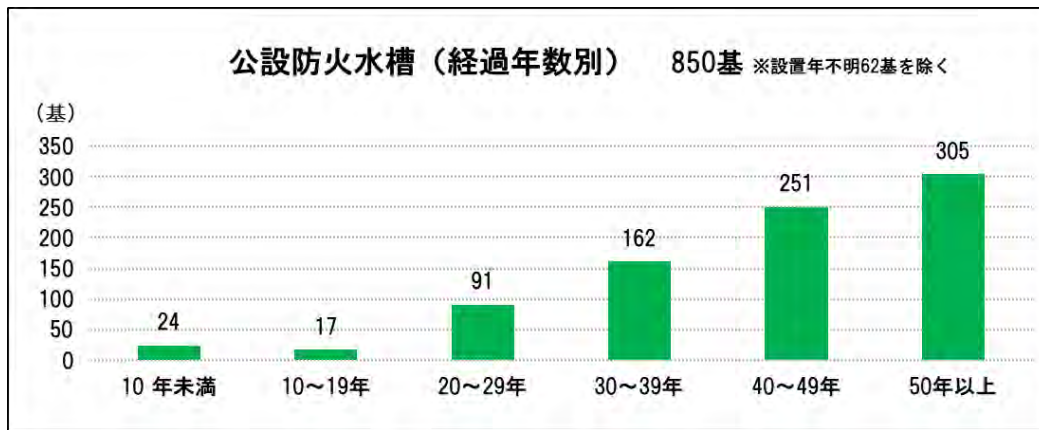
令和6年4月1日現在

水利別 署別	消火栓（基）			防火水槽（基）			防火井戸			指定水利	その他水利	合計
	公設	私設		公設	私設		公設	私設				
合計	4,115	3,999	116	1,019	912	107	79	56	23	8	49	5,270
帯広消防署	1,827	1,742	85	133	48	85	56	33	23			2,016
音更消防署	390	390		58	52	6	6	6		1		455
士幌消防署	77	77		46	46							123
上士幌消防署	82	82		36	35	1						118
鹿追消防署	52	52		29	29						14	95
新得消防署	136	115	21	28	28		4	4		1		169
清水消防署	159	159		55	51	4						214
芽室消防署	297	295	2	65	61	4				3		365
中札内消防署	48	48		36	36							84
更別消防署	41	41		35	32	3	7	7				83
大樹消防署	155	155		29	29		6	6			10	200
広尾消防署	94	94		76	76						25	195
幕別消防署	231	231		72	72					3		306
池田消防署	172	172		33	33							205
豊頃消防署	16	16		44	44							60
本別消防署	113	108	5	63	59	4						176
足寄消防署	90	88	2	60	60							150
陸別消防署	53	53		48	48							101
浦幌消防署	82	81	1	73	73							155



(NEFOAP-6 消防水利管理システムから抽出)

設置年不明 91 基を除く公設消火栓 3,908 基のうち、更新目安 40 年を経過した公設消火栓は 1,765 基（約 45%）あります。



(NEFOAP-6 消防水利管理システムから抽出)

設置年不明 62 基を除く公設防火水槽 850 基のうち、更新目安 50 年を経過した防火水槽は 305 基（約 36%）あります。

(2) 整備の基本的な考え方

消防水利の更新は、消耗部品の交換修理や専門業者による分解点検整備等の維持管理体制の充実強化を図りながら、道路整備や水道管の敷設替えに合わせて更新を行うなど、構成市町村の水道部局と連携を図り効率的な更新を進めます。また、消火栓が使用不能となった場合の代替水利となる耐震性を有する防火水槽の整備・更新を推進し、自然水利の活用について検討します。

(3) 更新目安

種別	年数	備考
消火栓	40年	設置状況や老朽化の状況を考慮するほか、水道管の耐震化・長寿命化が進められている状況を踏まえ、各種水道管の耐用年数を参考にしながら、構成市町村と協議の上更新の時期を判断する。
防火水槽	50年	

Ⅲ 消防設備

1 消防車両

(1) 現状

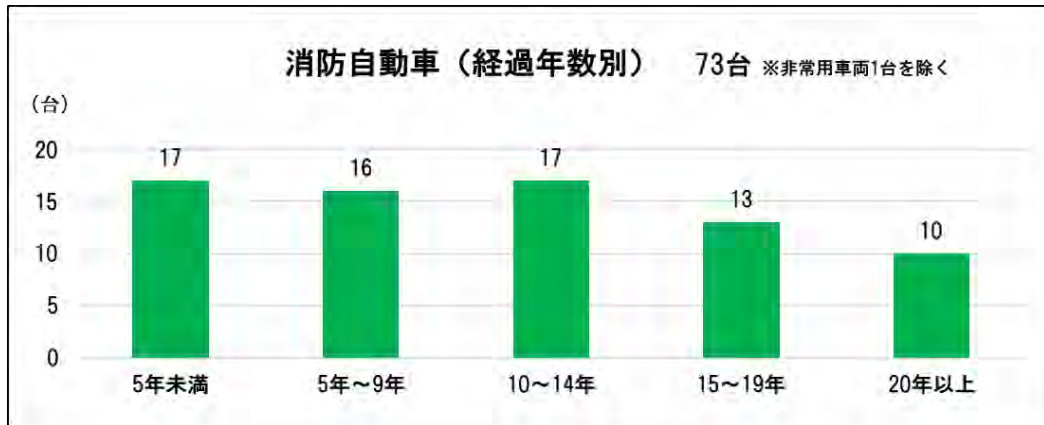
消防車両は、火災防ぎよ、災害の防除及び被害の軽減を図るため、24時間あらゆる出動要請に対応することが求められ、初動から迅速な消防活動を支えるものです。

令和6年4月1日現在、消防自動車74台、救急自動車36台、はしご自動車2台、その他の車両41台の常備車両153台を配置しています。

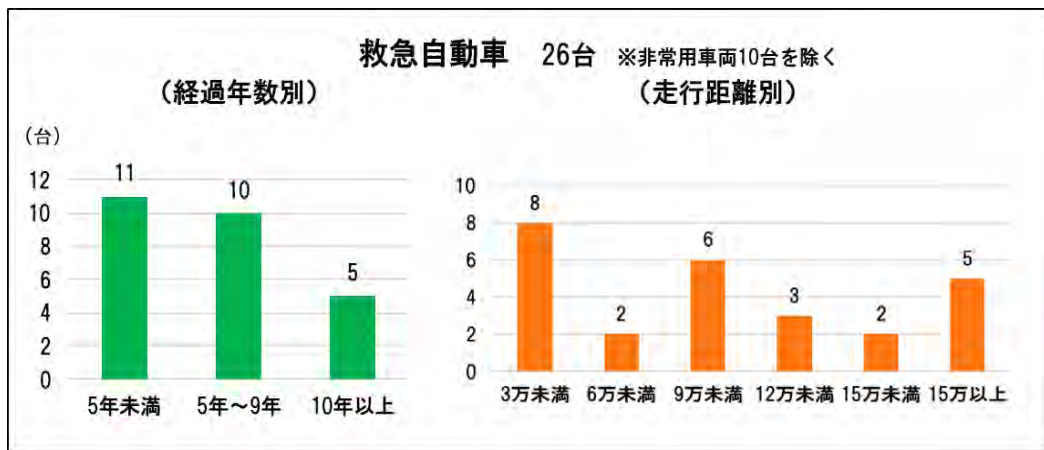
消防車両一覧

令和6年4月1日現在

車両別 局・署別	総 数 (台)	消防自動車						救 急 自 動 車	は し ご 自 動 車	そ の 他 の 車 両
		ポ 水 槽 付 消 防 車	消 防 ポ ン プ 車	プ 小 付 型 動 力 水 槽 車	化 学 車	救 助 工 作 車	指 揮 車			
合 計	153	24	2	19	7	4	18	36	2	41
とかち広域消防局	5						1			4
帯広消防署	26	6	1	1	2	1	1	6	2	6
音更消防署	11	1		1	1	1	1	2		4
士幌消防署	5			1	1		1	1		1
上士幌消防署	5	1		1			1	1		1
鹿追消防署	8	1		1			1	2		3
新得消防署	5	1					1	1		2
清水消防署	9	1	1	2			1	2		2
芽室消防署	8	1		1	1	1	1	2		1
中札内消防署	4	1		1			1	1		
更別消防署	3	1					1	1		
大樹消防署	5	1		1			1	1		1
広尾消防署	9	1		1			1	2		4
幕別消防署	15	3		2		1	1	3		5
池田消防署	6	1		1			1	2		1
豊頃消防署	6	1		2				1		2
本別消防署	6			1	1		1	2		1
足寄消防署	6	1			1			2		2
陸別消防署	5	1		1			1	2		
浦幌消防署	6	1		1			1	2		1



非常用消防自動車1台を除く73台のうち、更新目安20年を経過した消防自動車は10台（約14%）あります。



非常用救急自動車10台を除く26台のうち、更新目安10年を経過した救急自動車は5台（約19%）、走行距離15万km以上は5台（約19%）あります。
はしご自動車2台のうち、更新目安17年を経過している車両はありません。

(2) 整備の基本的な考え方

適正な維持管理による確実な稼働状況を確保するほか、消防庁舎の配置状況や機能の変化、建築物の分布状況、市街地や準市街地、沿岸部と山間部などの地域特性を考慮しながら、効果的な整備・更新を進めます。

(3) 更新目安

車両区分	年数	備考
消防自動車	20年～25年	使用頻度、走行距離、車両内外部の消耗・損傷・腐食状況、交換部品の供給状況等を考慮し、更新時期を判断する。
救急自動車	10年 又は 15万km	
はしご自動車	17年	

※その他の車両は、使用状況等により更新時期を判断する。

2 消防用資機材

(1) 現状

消防用ホース、空気呼吸器などの消防用資機材は、火災をはじめ様々な災害を最小限に食い止めるための重要な装備となります。

現在は、各消防署により資機材の仕様、整備数、更新目安に違いがあります。



(2) 整備の基本的な考え方

近年の複雑化・多様化する災害現場に対応するため、最新の情報を収集・研究し、災害対応に支障が生じないよう適正な維持管理に努めます。また、各消防署の運用体制や実情を把握し、基本仕様の統一について検討します。

(3) 更新目安

資機材	年数	備考
消防用ホース	15年	使用実績や消耗度等を考慮し更新時期を判断する。
空気呼吸器		15年を経過した場合、修理不可能となることを考慮する。
高圧空気容器		15年を経過した場合、一般高圧ガス保安規則により FRP 製ボンベの再充填及び貯蔵ができなくなることを考慮する。

IV 附則

1 改正履歴

令和6年5月13日に一部改正する。

とちぎ広域消防局
広域化消防施設・設備整備計画

令和3（2021）年3月策定

担当 消防救助課消防係